

平成十八年度「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」について

平成十八年六月三十日（金）閣議

内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 次代を担う青少年を健全に育成することは、国民全体に課せられた責務です。青少年をめぐる状況をみますと、少年非行について、平成十七年は刑法犯少年の検挙人員が二年連続で減少しているものの、少年の犯罪率は大人の約六・四倍と高水準で推移しています。

二 このような状況に対処するためには、青少年の非行防止を社会全体の責務としてとらえ、関係機関が相互に協力しつつ、地域一体となった取組を進めることが必要です。

三 このため、七月を「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」と定め、各省庁、地方公共団体、民間団体等と連携し、国民の非行防止意識の高揚を図り、地域社会や学校が協力して青少年の規範意識の醸成及び社会環境の浄化を図ることを始めとする各種取組を集中的に推進することとしております。

四 先日の犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部の合同会議においては、「子ども安全・安心加速化プラン」が策定され、犯罪被害防止とともに、青少年の非行防止のための取組を強化・加速化していくこととされたところです。閣僚各位におかれましては、同プランの趣旨も踏まえ、本月間の取組への更なる御協力をお願いいたします。